

スーパー堤防構想に関連する都市計画道路補助第283号線拡幅に反対する陳情  
(建設委員会付託)

受理番号 第81号 受理年月日 平成24年2月20日  
付託年月日 平成24年2月23日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 いま、区議会建設委員会では、北小岩七丁目付近で岩槻通りから分岐する都市計画道路補助第283号線の拡幅問題が議論されています。

しかし、この計画には多くの無理があります。以下に列記します。

- 1 この計画は40年以上も前に立案されたもので、当時とは道路事情、自動車事情、住宅事情が大きく変化していること。
- 2 渋滞する時間帯は平日で午前7時から9時台、午後は5時から7時台でそれ以外の時間帯は渋滞が見られないこと。
- 3 通過する自動車ナンバーは8割が習志野、千葉、野田、大宮、春日部で地元の足立ナンバーは2割程度に過ぎないこと。つまり、生活者にとっては拡幅の必要性がないこと。
- 4 信号機の取り付け場所に疑問があること。例えば京成電車の線路とクロスする地点付近では、道路が曲がり、信号が見にくいこと。設置場所を再検討すること。
- 5 篠崎街道へ続く、蔵前橋通りの交差点付近の立体化工事、取り付け道路建設の検討が行われた形跡がないこと。立体化すれば減少すると思われること。
- 6 民主主義の大原則は、生活者の福利、利便が第一であること。しかし、通過する車は前述のとおり単なるパッセンジャー（通過車、者）に過ぎないこと。拡幅は地元民にとって何の利益もないこと。

以上のことから私たちは都市計画道路補助第283号線の拡幅に反対し、下記のとおり陳情します。

記

スーパー堤防構想に関連する都市計画道路補助第283号線の拡幅に反対します。